

第79号議案

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月29日

品川区長 濱野 健

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

第1条 品川区長および副区長の給与および旅費条例（昭和22年品川区条例

第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「1, 146, 000円」を「1, 147, 000円」に、
「920, 000円」を「921, 000円」に改める。

第6条第2項中「および12月」を削り、「100分の160」の次に「、
12月に支給する期末手当においては100分の168」を加える。

第2条 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を次のように改正

する。

第6条第2項中「に支給する期末手当においては100分の160、12
月」を「および12月」に、「100分の168」を「100分の164」
に改める。

付 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、
平成30年4月1日から施行する。

（説明）区長および副区長の給与を改定する必要がある。